



資料 1

D V ・ ストーカー被害者支援に係る 5つの強化に向けた県の取組状況について

令和7年12月26日

神奈川県福祉子どもみらい局共生推進本部室

1 特別チーム発足までの取組

- 川崎市で発生したストーカー事件を受け、当事者の目線に立ち、どのような支援ができるのか、どういったことが課題なのか、県民の皆様と考えるため、本年6月6日に**緊急シンポジウムを開催**。
- その後、緊急シンポジウムでのご意見を踏まえ、さらに議論を深めるため、**困難な問題を抱える女性等支援調整会議を招集**し、民間団体や市町村等との意見交換を実施。

【緊急シンポジウムの模様】



《緊急シンポジウム参加者数》

- ・ 137名（会場参加者）
- ・ 128名（YouTube参加者）

2 緊急シンポジウム・支援調整会議により把握した課題

(1) DV・ストーカー被害の共通課題

■ 家庭内、当事者間において行われる

⇒自分で意識しづらく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向

■ 本人の意思にゆらぎ（自分も悪かった等、加害者への同情の気持ち）

■ 周囲からの通報義務や仕組みがなく、周囲の関わり方が難しい

■ 事態が急展開して重大事件に発展するおそれがある

» **被害者本人の意思の尊重と安全確保のバランスが難しい…**

2 緊急シンポジウム・支援調整会議により把握した課題

(2) シンポジウムで伺った当事者の声

① 相談先がわからない
(わかりづらい)
特に女性相談支援の内容や
窓口は知らない

② 相談の仕方が
わからない

先行き不安で自分1人では決められない。一緒に警察や相談機関に同行してほしい。色々なところで何度も同じ説明をするのは大変

③ 警察が動いてくれない
当事者が思っていることと、
警察の受け止め方のギャップ

④ 制約が多い場所に避難
するのはイヤ

行政の保護責任と本人意思との
ギャップ



⑤ なぜ被害者の自分が逃げ
回らないといけないの？

加害者側に対するアプローチ、
被害者へのエンパワメント

3 DV・ストーカー対応強化特別チームの発足

- 本年6月の緊急シンポジウム及び支援調整会議等を通じ、被害者・その支援者の方々等からいただいたご意見により、当事者の現状や支援の課題を把握
- 支援の課題を整理し、関係機関と連携して、当事者目線に立った取組により、被害者の方々を社会全体で守るための支援施策の迅速な検討が必要



本年10月1日

DV・ストーカー対応強化特別チームの発足

4 DV・ストーカー対応強化特別チームの取組内容

これまでの課題及び当事者の声を踏まえて **5つの強化を図る**

① 広報の強化

- ・ ポータルサイトの作成、SNSの活用などによる支援の仕組みの周知広報 等

② 行政や警察の連携強化

- ・ 県警職員、女性相談支援員等への研修強化
- ・ 危険度を見える化し、本人と確認するためのチェックリスト作成
- ・ DXを活用した関係機関との情報連携 等

4 DV・ストーカー対応強化特別チームの取組内容

③ 相談支援体制の強化

- どこに相談してもワンストップで支援につながる仕組みの検討
- 弁護士等による相談支援の仕組みの構築 等

④ 一時保護・自立支援機能の強化

- 一時保護機能の拡充に向けた検討 等

⑤ 加害者対応の強化

- 加害者対応の強化に向けた仕組みの検討 等

(1) 「かながわDV相談LINE」を活用したプッシュ型広報

- 令和7年11月7日、「かながわDV相談LINE」や県ホームページ（ポータルサイト）をリニューアル。
- 既存の「かながわDV相談LINE」を活用し、DVだけではなく**ストーカーの被害者**や、**被害者のまわりの方**に対し**プッシュ型の周知・広報**を行い、必要な情報を届けるとともに、**リニューアルした県ホームページで支援情報も紹介**。

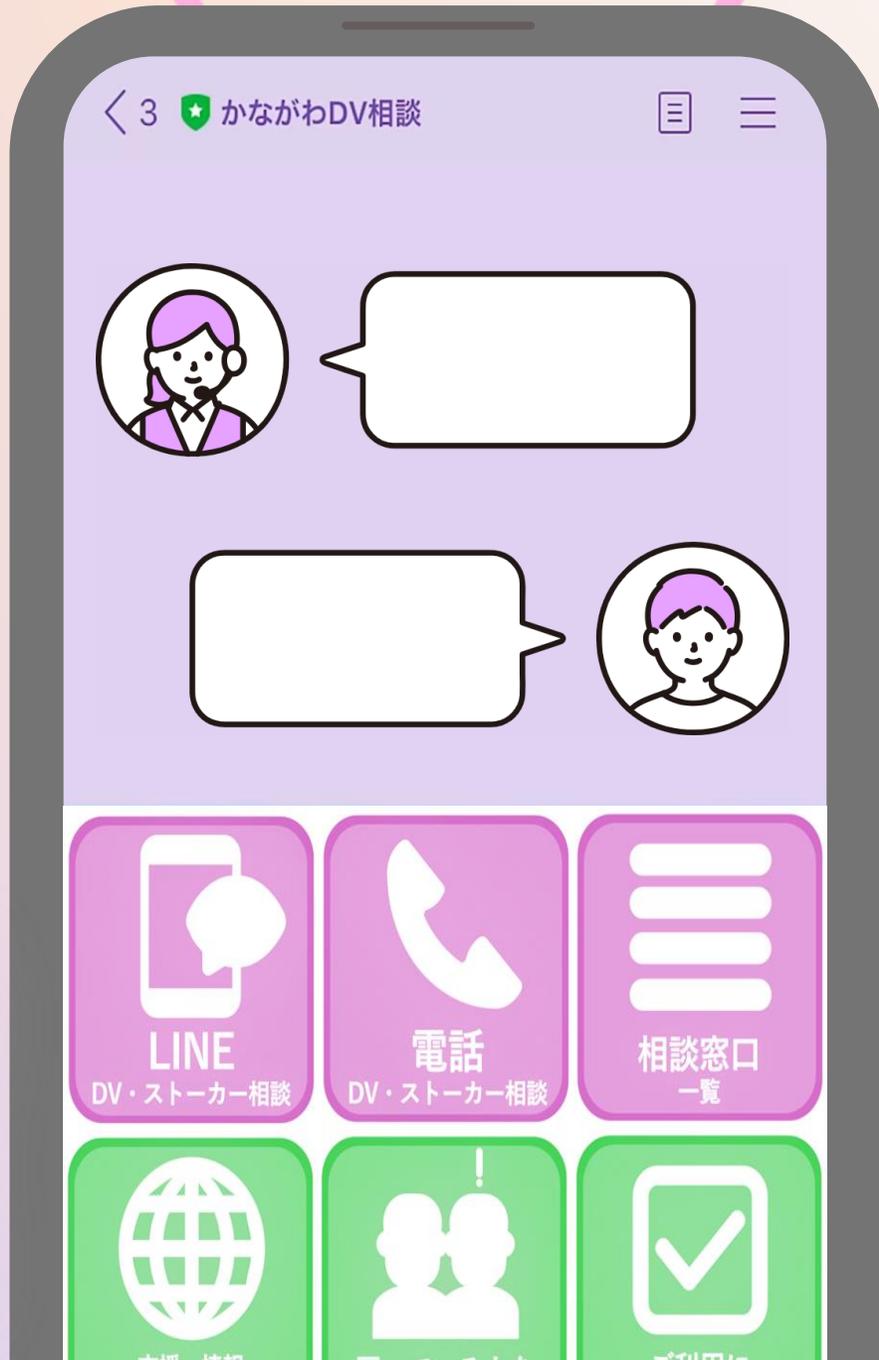
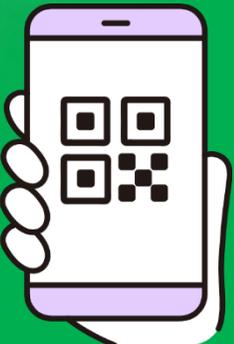
LINE

かながわ DV相談LINE

本日先行リニューアル!



ご登録は
こちらから!



※画像はイメージです

LINE ご利用のイメージ



LINE
DV・ストーカー相談

**タップすると
相談を開始!**

LINE DV・ストーカー相談

電話 DV・ストーカー相談

相談窓口 一覧

支援・情報ポータル

困っている人を見かけたら

ご利用にあたって

相談イメージです

LINE かながわDV相談

こんにちは。相談したいことを教えてくださいませんか？

16:16

既読 16:19

最近、元カレがつきまってくるんです。

とても不安ですね。今は安全な場所にいますか？身の危険を感じたらすぐに110番してください。どのようなことがあったのですか？

16:20

既読 16:25

私の行動を監視していて、しょっちゅうメールを送ってくるんです。

既読 16:29

「よりを戻さないと自殺する」とも言われます。

16:31

怖い思いをされましたね。それらの行為はストーカーに当たりますし、あなたを脅すような発言は暴力であり、DVです。

相談イメージです

タップすると被害者の身近で心配する方に必要な情報もチェック可能!

困っている人を見かけたら

県のポータルサイトをご案内します!

実際にご相談いただく際には、被害・状況・希望等を詳しくヒアリングし、あなたにあった支援・相談窓口をご案内します!

神奈川県 Karagawa Prefectural Government

更新日：2025年11月4日

困っている人を見かけたら
みなさんの周りに、困っている人、悩んでいる人がいたら...

DVのコト、ストーカーのコト 知っていますか？

知っておこう。私と大事な人を守るために。
DVのコト

知っておこう。助けて！といえる勇気のために。
ストーカーのコト

「あなたは悪くない」というあなたの言葉が力になる

9

4 令和7年度中の実施等を想定している事業

②行政・警察の
連携強化
③相談体制強化

(2) 弁護士による同行支援

- 被害者本人やご家族、県内の関係機関からの依頼に基づき実施することを想定。
- 県が必要と判断した場合に**弁護士を派遣し、法的整理を行っ**たうえで、**警察や市、保健福祉事務所に同行支援**ができるよう調整中。

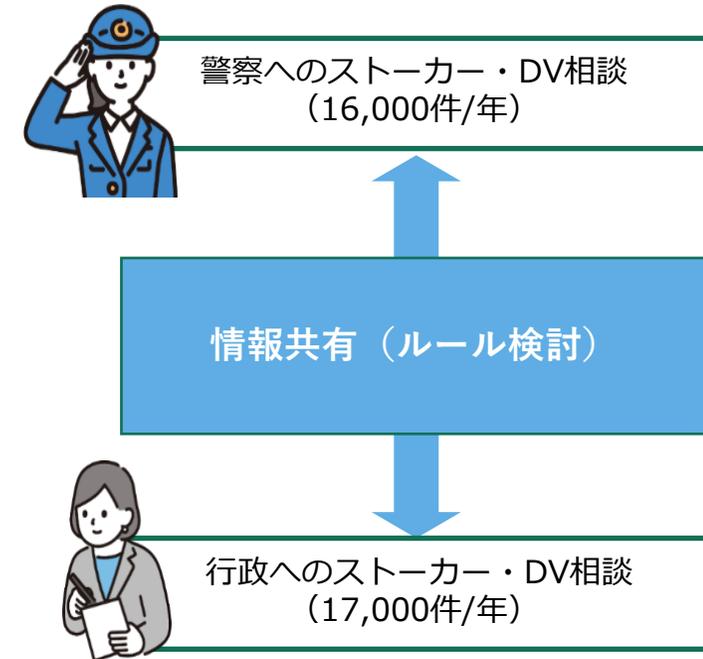


4 令和7年度中の実施等を想定している事業

②行政・警察の
連携強化
③相談体制強化

(3) 行政・警察の連携強化

- 行政が警察と連携し、**危険度判断チェックリスト**を作成。
- 地域で顔が見える関係づくりをさらに進めるため、毎年度実施している**警察・行政職員のワークショップ**の内容を充実予定。
- 行政と警察が、それぞれの専門性を理解し、強みを活かして連携して支援するための**情報共有のルール**の検討に着手。



4 令和7年度中の実施等を想定している事業

③相談体制強
④一時保護・
自立支援機能の
強化

(4) 男性や性的マイノリティ被害者への支援

○現行制度では男性の一時保護を行う公的施設がないため、民間団体と連携し、**男性や性的マイノリティの被害者の相談・一時保護から自立支援まで総合的支援を行う。**

協働事業

かながわボランティア活動推進基金21協働事業
「男性や性的マイノリティのDV・性暴力・虐待被害者への総合支援」

協働団体

NPO法人SHIP



電話・対面相談

[令和7年11月18日開始]



一時保護・自立支援

[令和8年2月開設予定]



5 シンポジウム第2弾の開催①

○ 県警察が事件の検証結果を公表したことを踏まえ、県が今後取り組んでいく施策等を県民の皆様にご説明するとともに、**当事者目線の被害者支援の仕組みについて県民の皆様と議論するため、本年11月7日に「シンポジウム第2弾 声を力に～当事者目線で考える DV・ストーカー被害者支援のかたち～」を開催。**

○ 県警察による川崎ストーカー事件の検証結果の概要説明や、県の取組内容の報告のほか、弁護士、支援団体の代表者、被害者等と知事とのパネルディスカッション、参加者との意見交換を実施。

【シンポジウム第2弾の様様】



《シンポジウム第2弾参加者数》

- ・ 115名（会場参加者）
- ・ 69名（YouTube参加者）

5 シンポジウム第2弾の開催②

【パネルディスカッション・意見交換における主な意見】

■相談／被害者の思いについて

被害者の気持ちは揺れ動くことがあるし、警察等にうまく説明できないこともある。被害者の多くは悩み、揺れ動くことがあるということを理解していただきたい。

■警察の対応について

警察の対応もだんだんよくなっている実感はあるが、被害届を出さなかったり取り下げたりすると、警察の士気が下がるように感じる。警察に、被害者心理と、加害者心理の両方を理解してほしい。

■加害者について

加害者は、自らその行動を変えようとは思わない。

■連携について

どこかに相談したら、ワンストップで色々なことが繋がると良い。

■今後の支援の在り方等について

これからも普遍的に取組が続くようにするためには、何か規則的なこと、心がけではなく決まりを作りそれに従って、被害者を徹底的に守ることが必要。

今までは被害者が自ら警察や支援機関等へ行ったり、カウンセリングを受けたりする形だった。これからは支援する側が動く、その仕組みをつくるための決まりが必要。

被害者が助けを求めた時に、積極的に支援するような制度が必要。県の条例で作ることが可能だと思うので、ぜひお願いしたい。

6 知事議会提案説明（令和7年第3回定例会・11月提案抜粋版）

また、様々な課題を抱える被害者を支援するためには、警察だけではなく、行政・民間団体など関係機関が連携して、支援する側が積極的に動く必要があり、そのためには県が条例などの普遍的な決まりを作り、社会全体で被害者を守っていくことを示してはどうか、といったご意見もいただきました。

DV・ストーカー被害者の中には、生活困窮や子どもの養育、心身の不調等、様々な困難を複合的に抱えている女性も多く、そうした方々を支援する団体からも条例制定についての要望をいただいています。

こうした当事者からの切なる声を受け、被害者をみんなで守っていくために、DV・ストーカー被害者を含む困難な問題を抱える女性等への支援については、条例の制定も含めて様々な検討をしていくとともに、必要な制度改正を国に求めていきたいと考えています。

県では、市町村・警察・関係団体などと連携し、当事者目線に立った支援を充実させることで、DV・ストーカー被害者など、困難な問題を抱える女性等の「いのち」を社会全体で守ることができるよう、しっかりと対応してまいります。